

第3章 焦点となった法案・課題への対応

世界水準の利用者保護を
目指して

4 電気通信事業法 改正

政府が208回通常国会に提出した電気通信事業法改正案の焦点の一つは、ケンブリッジ・アナリティカ事件の衝撃やLINE等の問題が発端となって検討が始まった、事業者が保有する利用者に関するデータの適正な取り扱いに関する制度をどうするかであった。総務省は「電気通信事業ガバナンス検討会」で議論を重ねてきたが、提出された改正案は検討会の当初の方針より後退し、利用者の利益保護の観点から十分とは言えないものとなった。

利用者の利益保護の前進に向け修正案を提出

立憲民主党は、①特定利用者情報の範囲のサービスの提供を受ける者への拡大およびクッキーや広告ID等への拡大、②すべての事業者への対象の拡大、③情報取扱方針にサーバー設置や委託先の国名特定に関する事項の明記、④外部送信の事前同意の義務付け、⑤クラウドサービス事業者による業務停止等の報告の義務付け、⑥施行3年経過後の政府による検討の対象の拡大などを盛り込んだ修正案を提出した。

修正案は与党などの反対で否決されたが、立憲民主党は政府案に賛成し可決・成立した。しかし改正のきっかけとなったデータサーバーの設置、委託、利用者情報の外部送信などの問題は完全には解決されていない。たとえばEUでは、2018年施行の一般データ保護規制(GDPR)で、氏名や住所を特定できる情報に限らず、端末識別子とそれにひも付いたインターネット等の閲覧履歴も個人情報として保護の対象としている。立憲民主党は、すべてのネット利用者の利益の保護等が図られるよう、世界的なスタンダードを満たす法整備に向け、取り組みを進めていく。

インターネット・SNS上の
誹謗中傷対策の抜本強化を提案

5 侮辱罪厳罰化の 刑法改正

誹謗中傷罪の創設を提案

インターネット上の誹謗中傷が社会的な問題となる中、政府は208回通常国会に「刑法等の一部を改正する法律案」を提出した。しかし、単に侮辱罪を厳罰化するのみの政府案では、侮辱には当たらないが相手の人格を攻撃する誹謗中傷行為について、処罰が難しく、誹謗中傷対策としては極めて不十分であった。そのため、立憲民主党は対案としてインターネット誹謗中傷対策法案(以下「立憲民主党案」)を衆議院に提出した。

立憲民主党案では刑法に加害目的誹謗等罪を創設することとし、正面から刑法の取り締まりの対象とした。また、言論の自由を不当に制約することのないように、名誉毀損の場合と同様に、公共性や公益目的、真実性があつたと認められる場合は罰しないなどの特例を定めた。

併せて、発信者情報の開示を広く求めることができるようにし、幅広い被害防止・救済につなげるため、プロバイダ責任制限法や犯罪被害者保護法を改正する提案を行った。

政府案に歯止めをかける修正案提出

立憲民主党は衆議院の審議で、立憲民主党案が否決された場合に備えて、政府案の侮辱罪から1年以下の懲役・禁錮を削除する修正案①と3年後の見直し条項を加える修正案②を提出した。採決においては、与党等の賛成により政府案が修正案②とともに可決された。なお、審議の過程で、侮辱罪による現行犯逮捕は實際上、想定されないとの政府統一見解を得ている。

立憲民主党は、野党3会派共同で参議院にも立憲民主党案と同様の議員立法を提出した。採決では衆議院と同様、修正案②を含む政府案が与党等の賛成で可決・成立した。